

(特活) アジア・コミュニティ・センター21
2019年度 事業計画

I. 事業の実施方針

1. 2019～2021年度の中期事業計画案をたて、2019年度事業計画と連動させる。
(中期計画の骨子案)
以下を優先事業とする。
 - (1) 権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム
 - (2) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム
 - (3) アジアで活動する次世代の人材育成
 - (4) ACT活動の充実化
 - (5) 活動を支える財政基盤の強化(基金づくり)
2. 「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念と、掲げられた17の目標とターゲット169のうちACC21が実施する事業を通じて関連目標(*)の達成に寄与する。とくに、社会の最底辺に置かれた子どもの権利を取り戻す活動、そして社会的性差で苦しめられる女性の支援に重点を置く。SDGsの目標とターゲットとの関係については、その内容を精査・確認し、ACC21の事業全体に反映するよう試みる。

* 「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「6. 平和と公正をすべての人に」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」
3. 2016～2018年度中期事業計画に沿い、過去2年間で自主事業を企画し開始された2つの事業(スリランカ女性支援、フィリピンストリートチルドレン支援)をさらに強化する。
2010年に超高齢社会を迎えた日本は今後も人口減少が予測され、外国人労働者の受け入れが増加するとともに、多文化共生が大きな課題となる。海外との関係においては新興国の経済成長とともに、これらの国における貧富の格差のさらなる増大が予測され、日本の人々とアジア諸国の人々との関係にも質的な変化が起きるだろう。こうした情勢の変化をとらえ、アジア諸国との信頼関係の再構築と協力・連携に貢献する人材の育成に一層注力していく。
4. 中期事業計画に沿い、公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)の活動の充実化をはかるための財源開拓を積極的に行う。
5. 社会的責任およびSDGsへの関心をこれまで以上に高めている企業との連携を図り、ACC21の持つ資産(リソース)を共有する形で、事業を進める。
6. ACC21の持続的な発展を図るため、寄付者、賛助会員個人々人との関係を大切にし、真に市民社会に支えられた組織に変容していく最大限の努力を行う。そして事業においては、日本国内の支援者とアジアの途上国の人々との橋渡しの役割を果たす。

7. ACC21 のガバナンスを強化する。
8. ACC21 がこれまで培ってきたアジア各国の NGO との協力関係/ネットワークを資産として、この資産を、支援を必要とする地域住民の貧困削減等に役立て、ACC21 が掲げるビジョン「アジアの人々が共に生き、支え合う、世界に開かれた、公正で平和な社会」の実現に向けた活動をさらに促進する。

II. 2019 年度の事業計画

[1] 事業

1. 貧困層および基本的人権を奪われた人々への資金およびその他支援事業（資金の流れ）

- (1) ACT 事業推進（継続）
- (2) 今井基金・川上基金事務局活動（継続）
- (3) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」（継続、3年目）
- (4) 権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム（継続、2年目）

2. 関係団体間および人の交流および協力・協働関係の構築事業（ひとの流れ）

- (5) 日比 NGO 協働推進（継続）
- (6) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進（継続）

3. 知識・情報の普及推進事業（知識・情報の流れ）

- (7) 広報・啓発事業
アジアの草の根の動向（NGO、民衆）に関する情報収集と発信（継続）、
情報提供システム／ツールの改善

4. 政策・制度変革のための提言事業（政策・制度変革の流れ）

- (8) 政策提言（継続）

5. 国際協力に携わる人材育成（ひとづくり）

- (9) 「アジアの次世代を担う NGO および社会起業家のニューリーダーの発掘とアジア地域間の協働関係の構築」
- (10) 国際協力人材の能力構築

6. 調査研究事業

アジアの NGO での新しい動きや革新的活動を行う NGO をテーマにした調査研究を予定するが、財源確保を前提とする。

[2] 組織運営

(1) ガバナンス（理事の構成と監事の役割）

2名ほどの新理事を迎え、新しい発想と、多様な知見・経験を有する理事によるガバナンスをめざす。

(2) 財政基盤強化

収益に占める自己財源比率 60%の達成をめざす。

- ① 個人賛助会員、寄付者の拡大（戸別訪問、クラウド・ファンディングその他の活用、物品の寄贈（すっきり寄付）、遺贈寄付の開拓）
- ② 事業実施のための民間助成金の確保
- ③ 企業との連携を通じた事業収入の開拓
- ④ 企業の賛助会員、寄付の確保

(3) 事務局体制の拡充

- ① 職務分担（責任体制）の明確化
- ② 福利厚生の実質化

以上

III. 各事業の詳細

1. 貧困層および基本的人権を奪われた人々への資金およびその他支援事業（資金の流れ）

(1) ACT 事業推進

（継続、受託事業）公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）の事務局として以下の活動を行う。

- 1) アジア各国からの申請事業に関わる一連の事務局作業
- 2) 特別基金、一般基金拡大のための広報・渉外活動（ウェブサイトの運営、広報ツールの作成、報告会・セミナー活動など）
- 3) 基金設定者、寄付者、賛助会員との連絡維持
- 4) 受託行との連絡維持・調整活動
- 5) その他 ACT の事業推進に必要な活動

（自主事業）

ACT「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム 2018 年度助成事業報告会」

ACT 特別基金「アジア留学生等支援基金」で 2018 年度に助成した日本の市民団体 17 団体が、中国、香港、モンゴル、ネパール、ベトナム等の留学生 18 名をインターンとして受け入れた。本報告会では、このうち、留学生と受入れ団体 5 組に、インターンシップで実施した活動や学んだことなどについて発表する報告会を開催する（2019 年 5 月または 6 月開催予定）。

(2) 今井基金・川上基金事務局活動（継続）

2 つの公益信託の広報と申請書の募集、提出された申請書の整理、諮問／運営委員会提出用資料の作成、助成決定後のフォロー活動等の事務局活動を行う。

(3) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム

「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」(継続、3年目)

スリランカ東南部の対象地では、女性たちは正当な扱いを受けておらず、社会から無視され取り残されている。貧困(1日2ドル以下)と教育の欠如により、大半の女性が生計を立てるには、農業のほか、日雇いや工場労働者として勤務する選択肢しかない。また古い慣習の中で女性は10代で結婚するが、その多くは男性側の一方的な理由で離婚され置き去りにされている。女性をエンパワーするためには、経済力の強化と共に、当事者間の組織化、提言能力の向上と合わせて行うことが重要であるという認識のもと、スリランカ現地 NGO「ウバ・ウェラッサ女性団体」(Uva Wellassa Women's Organisation (略称 UWWO))と連携し、ウバ州モナラガラ県ウエラワヤ DS 地区を対象に、UWWO と他 17 女性組織(メンバー数約 780 人)が設立した共同直販センターにおいて、有機農産物を中心とした農産物の 75%を同センターに卸すシステムを確立すると共に付加価値製品を開発し(ピーナッツの殻剥きと等級別の仕分け)、仲買人に安く買い叩かれることなく、適正な価格で売買できる環境を実現するための市場開拓を行う。

1年目(2017年度)は、マーケティング・センター(MC)の建設とピーナッツ加工機械の導入を進めながら、①記録、帳簿、その他文書の維持と利用方法、バッチ番号(生産者に発行する受領番号)と保管番号(倉庫で保管する製品につける番号)、発注と購入書、②農産物の保管法、③栽培の基準と方法、④包装と関連する規則や規程、⑤収穫後のプロセス、⑥収穫時期を特定するための計算方法についてのトレーニングを行った。

2年目(2018年度)は、生産者向けには、18女性組織の栽培計画策定ワークショップと農産物の品質管理トレーニングを行った。2017年度下半期から MC でのピーナッツ買い取りと加工・販売活動が開始され、MC スタッフ向けには損益計算の根拠となるデータの収集と記録、計算方法などの会計トレーニングを行った。

2018年2~10月末の間に、ピーナッツ 28.85 トンを 5,269,723.50 スリランカ・ルピー(約 367.2 万円)でメンバーから買い取った。加工したピーナッツは形状により「グレード 1」から「グレード 4」まで振り分けられ、殻付きの「グレード 5」(生産者用の質の高い種用 2,605.8kg を含む)を加え、合計約 24.86 トンを販売し、売上高は 5,634,331 ルピー(約 392.6 万円)となった。

2019年度(3年目)の活動概要:

これまでに、18女性組織中 MC から半径 10km 以内にある 10 組織のメンバーにトレーニングとピーナッツと有機農産物のマーケティング活動を行い、生産者の収入が増加した。2019年度は残りの 8 組織を対象を拡大し、以下の活動を行う。

【活動 1】マーケティング・センターの建物改善(倉庫から保管室への通路敷設(5月)、手洗い・着替え場の設置(2019年6~7月))

【活動 2】ピーナッツの購入・加工・包装・販売(ほぼ通年。2~4月、6月~9月)

【活動 3】価格設定トレーニング(ピーナッツと有機農産物。2019年4月、5月)

【活動 4】有機農産物、ピーナッツのデータベース改善トレーニング(5月、8月)

【活動 5】農場管理トレーニング(30人/カ所 x6カ所 計 180人、6~9月)

【活動 6】モデル農場 6カ所のトレーニング(6月、7月、9月)

【活動 7】関連データの記録と月次損益計算書の作成(通年)

【活動 8】17女性組織の会合(農家との利益配分について:12月~1月)、バックアップサポート(10~11月)

【活動 9】本事業のグループ評価活動(2020年1月)

(4) 権利を奪われたストリートチルドレン支援プログラム（継続、2年目）

本プログラムは、フィリピンのマニラ首都圏、とくにマニラ湾近くのマニラ、マラテ、エルミタの3地区の路上で生活する、権利を奪われた子ども・若者（ストリートチルドレン/ユース）を対象にするものである。フィリピン主要都市の子ども・若者人口の1~3%がストリートチルドレンと言われ、マニラ首都圏では約5~7.5万人の子ども・若者が路上生活を余儀なくされている（2012年、Jeff Anderson）。

本プログラムは、以下2つの事業から構成され、ともに現地NGO「チャイルドホープ財団」（Childhope Philippines Foundation, Inc.）と協働して実施する。

1) 路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト（旧・フィリピンのストリートチルドレン社会復帰のための職業技術訓練プロジェクト）

フィリピン・マニラ首都圏（マニラ市、パラニャケ市、パサイ市、カロオカン市）の路上で暮らす若者たちが収入を確保し、人間らしい生活を継続的に営めるよう、職業技術、ライフスキル（日常生活の様々な問題に前向きに対処する力）、計画的なお金の使い方などを身に付けるための様々なトレーニングやカウンセリング、必要な公的手続きのサポートなどを行う。また、企業への就職をサポートするだけでなく、自営業も選択肢となるよう、マイクロファイナンス機関への紹介や起業トレーニングなども実施する。あわせて、これら路上で暮らす若者と日本の若者の交流（スタディーツアーを通じたボランティア活動と対話の場づくり）を図り、日本の若者に国際社会についての学びと新しい発見の機会を提供する。

1年目（2018年7月~2019年6月）は、路上生活をおくる16~24歳の若者30人（年間）を対象に、次の活動を行っている。

① チャイルドホープによる講座の実施

テーマ：「ライフスキル（他者との関係構築、ストレスや感情の対処方法、批判的思考と意思決定、問題解決等）」、「金銭管理」、「人生設計」、「起業」など

② マニラ市人材開発センターでの職業技術訓練への参加支援

③ OJT（実地研修）への参加機会の提供

④ 就職活動（履歴書作成・面談）の指導・支援

⑤ 就職に向けた各種手続き（出生証明、警察証明等）の支援、就職あっせん

2年目（2019年7月~2020年6月）は、新たに選抜した30人（路上で暮らす16~24歳の若者）を対象に上記①~⑤の活動を提供するとともに、新たに下記の活動を行う。

⑥ マイクロファイナンス機関（MFI）への仲介

⑦ 日本からの若者等の派遣（スタディーツアー）

2) ストリートチルドレンのための路上教育事業（仮称）

現地パートナー団体・チャイルドホープと協働し、学齢期の子ども向けの路上教育事業を実施する。これは、現在、フィリピン・マニラ首都圏の路上で基本的な人権を奪われ、さまざまな危険に面している子どもたちに対して、最低限度の教育を提供することで状況を改善するとともに、職業技術訓練を主活動とした上記1)「路

上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」とつなげ、本路上教育に参加する子どもたちの中から1) のプロジェクトに推薦し、両者の有効な関係づくりを行う。

本活動の規模や具体的な協働内容については、2019年度前半にチャイルドホープと協議を重ねたうえ、決定する。

2. 関係団体間および人の交流および協力・協働関係の構築事業（ひとの流れ）

(5) 日比 NGO 協働推進（継続）

日比 NGO ネットワーク (JPN) の事務局活動（受託）

ACC21 が事務局をつとめる日比 NGO ネットワークの事業として次の活動を行う。

- ① 正会員・準会員間の情報交換、経験共有等の推進
- ② フィリピン社会とその人々、日本におけるフィリピン人社会の動きおよびフィリピンに関わる日本の NGO の協力活動等についての国内での理解促進と支持者拡大
- ③ 国内外の関係機関等への提言活動

(6) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進（継続）

フィリピン CARD MRI と日本企業の連携推進

フィリピン CARD MRI やアジアの現地 NGO と協力し、日本企業、日本企業の海外現地法人との連携により、現地零細・小企業や地場産業発展に必要な技術や人材の育成に資する交流・協力を進める。

インドネシア連携事業仲介

パナソニック（株）、インドネシアの現地 NGO 「Yayasan Dian Desa Baru」（略称 YDD）、当センターの三者による共同事業で、2017年12月に開始した本事業は、西カリマンタン州セミタウ副県（12村）およびスハイド副県（11村）内のカプアス・フル地区の無電化／半電化地域において、太陽光発電による電力を供給することで、対象の地域社会を不要な負担から解放し、より生産的な生計活動に従事できるよう改善し、地域の経済状況を向上することを目標としている。

本年度は、2018年度に現地に設置された同社製のパワー・サプライ・ステーション 2 台を活用し、電気を活用した生計活動技術（モリンガ、有機肥料製造、淡水魚加工、ハチミツ加工）に関わるトレーニングと人材育成を継続するとともに、製品の市場開拓支援を行う。当センターは、パナソニック（株）と YDD の間の連絡調整、現地事業の円滑な実施のための提案・アドバイス、そして他二者と共に事業地訪問などを行っている。

3. 知識・情報の普及推進事業（知識・情報の流れ）

(7) 広報・啓発事業

アジアの草の根の動向（NGO、民衆）に関する情報収集と発信（継続）、情報提供システム／ツールの改善を行う。

各種ツールにおいて活動について定期的に情報発信し、当センターが専門性をもって成果をあげ活動していることをわかりやすくアピールするとともに、イベント開催、受益者・スタッフの関連記事などを通じて潜在支援者と当センターの“つながり”を醸成する。これに伴い、次の活動を行う。

- ①支援者管理ツールの導入と既存・潜在支援者の分析、支援者管理業務の整理
- ②一般向け「事業報告書」の編集・発行、事業別ニュースレターの統一、メールマガジンの刷新
- ③既存の支援メニューの再検討、若者向けの会員メニューの追加、金銭寄付以外の参加方法の追加
- ④ウェブサイト・パンフレットの刷新
- ⑤15周年記念（2020年3月～）イベント／キャンペーンの企画・実行

4. 政策・制度変革のための提言事業（政策・制度変革の流れ）

(8) 政策提言

（特活）国際協力 NGO センター(JANIC)正会員、日比 NGO ネットワーク(JPN)の正会員、グローバル連帯税フォーラムの正会員、NGOー労働組合国際協働フォーラムの運営団体、（特活）シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の賛助会員として、メンバー団体と連携し、途上国の人々の人権や政府開発援助(ODA)、その他をテーマとした政策提言活動において、応分の役割を果たす。

5. 国際協力に携わる人材育成（ひとつづくり）

(9) アジアの次世代を担う NGO および社会起業家のニューリーダーの発掘とアジア地域間の協働関係の構築（5年計画の1年目）

NGO、政府、国連機関に加え、ビジネスを通して貧困削減や環境保全等に取り組む、所謂社会起業家が社会開発の担い手として社会的に認知されつつある。寄付金や助成金を活動の中心的基盤としてきた従来の非営利組織としての NGO と異なり、当初から営利企業として設立し、あるいは NGO からスタートして、成長する過程で貧困削減や環境保全等において企業体を設立し、貧困者の生産活動の支援、コンサルティング、金融サービスなどを行うようになっている。

本事業は、従来の NGO 活動家と新しく伸展している社会起業家との相互交流と相互研鑽の場を提供してアジアの社会課題の解決に協働して取り組む日本とアジアの次世代リーダーを育成することを目的とする。1年目となる本年度は、アジアと日本の NGO 活動家（リーダー）および社会起業家の現状を調査し、問題とニーズを把握する。2年目（2020年度）は、優れた実績をもつ NGO 活動家（リーダー）および社会起業家（20代～40代）を特定し、アジアの代表的 NGO リーダーおよび社会起業家と日本の専門家で「カリキュラム委員会」を構成し、“適正な”知見を備えた、NGO 活動家（リーダー）と社会起業家を育成するための人材育成戦略を策定する人材育成のカリキュラムをデザインする。

そして、2021～2023年度の3年間で、開発途上国の現状と課題を深く理解し、課題解決に有効な手段とアプローチを習得した日本の（国際協力を行う）NGO 活動家および社会起業家（アジアの出身者を含む候補者）計30～45名を育成する。

(10) 国際協力人材の能力構築

現地住民の参加を基本とした事業計画の策定、実施体制の確立、事業開始後の定期的なモニタリングと振り返り、実施中および実施後の評価などを行いたいと考える国際協力を行う市民組織は数多いが、既存の研修は事業の実施プロセスに沿った体系的なもの

でなく、また、そうした研修の多くは中小規模の団体にとって高額な受講料となっている。

質が高く、より成果が出る事業を実施するためには、組織の管理者、事業担当者、そして次世代を担う人材の能力構築の機会への需要は高いと考えられる。本事業では、2020年度以降の人材育成プログラムを見据え、パイロットして2019年度は2回、評価手法についての研修を実施する。